埼玉県知事 殿							平成	年	月	日
		高等学	校等就	学支护	爰金					
高等学校等就学支援金  □ 受給資格認定申請書(初回時) 高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。 □ 収入状況届出書(2回目以降) 既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。  一 不申請の申出書(申請をしない) 道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が507,000円以上又はその他理由により、就定支援金の受給資格の認定を申請しません。(その場合、授業料を納付する必要があります。) なお、不申請の申出書(申請をしない)の場合は、以下の確認チェック欄、太枠(生徒情報)までを記入し、【1.高等学校等の在学期間について】欄以降の記入及び証明書等の添付提出は不要です。(上の3つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。)  □ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。 また、この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。										
「記入上の注意」及で 科年組番		普通科		年	7 0 7	組			番	
ふりがな					ı					
生徒の氏名	姓				名					
生徒の生年月日	平成	文 年	月	日						
生徒の住所	₸	· 都道 市区 府県 町村								
保護者等の電話番号										
生徒が在学する 学校の名称										
【1. 高等学校等の在学期間について】(収入状況届出書の場合は記入不要です。) ※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。 ・高等学校等(修業年限が3年未満のものを除きます。)を卒業又は修了した者										

・高等学校等に在学した期間(定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する 月数として計算。)が通算して36月を超えた者(ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。)

①理女達 - グルフ言	学校名	平成 年 4 月 1 日 ~	学校の種類・課程・学科
①現在通っている高 等学校等の在学期間	私立 栄北高等学校	(うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	①高等学校(全日制)
①18 + 12 叫の古然吟林	学校名	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科
②過去に別の高等学校 等に在学していた期間	立	(うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	

【2. 保護者等の収入の状況について】								
(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 ( <u>いずれか</u> の□にレ印を付けてください。) □ 4月~6月 (前年度の課税証明書等を添付)  □ 7月~翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)								
(9								
(2	(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。 (次の①から⑦までの <u>いずれか</u> の口にレ印を付けてください。)							
( 2	(2) -1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。							
1			(両親) 2名分の課					
	<ul><li>親権者1名分(アからウまでの<u>いずれか</u>の口にレ印を付けてください。)</li><li>(親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□レ印を付けてください。)</li></ul>							
	□ ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合						所得割を課されたとし	
2	□ イ 親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど,道府県民税所得割及び市町村民税 得割を課されていない場合						导割及び市町村民税所	
	・離婚,死別等により親権者が1人の場合, ウ・親権者が存在するものの,家庭の事情によりやむを得ず,親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合等							
3	*成年後見人 □名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)							
4	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合, ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等							
************************************								
( :	(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。							
6	⑥ 所得確認の対象が生徒本人(親権者,未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが,未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合							
7	⑦ □ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合							
課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)								
			氏名	生徒との続柄		氏名	生徒との続柄	
養								
してください。 【3. 確認事項】(次の事項を確認の上,ロレ印を付けてください。)								
TO: 確認事項】 (次の事項を確認の工, ロレロを刊りていたい。)  □□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に								
<b>│                                    </b>								
学校受付日 平成 年 月 日(学校において記入。)								
※学校使用欄(記入は不要です) 道府県民税及び市町村民税所得割額の合算額 基準 月割金額※								
		保護者	市町村民税	円	1	生活保護世帯	2.5倍 24,750円	
							2. 5倍 24, 750円	
}	犬 _	配偶者	市町村民税	円	3	所得割合算額(85,500円未満)	2倍 19,800円	
Ì	兄 万	听得割額	道府県民税	円	4	所得割合算額(257,500円未満)	1. 5倍 14, 850円	

円

備考

6

※ 2・3年生の基準2.5倍月割上限額は24,000円

1倍

9,900円

所得割合算額(507,000円未満)

所得割合算額(507,000円以上)